

第一条の二第一項第三号ト中、第十条第一項「を「第五条第一項」に、「第四十一条」を「第五十九条」に、同号力中、鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八條ノ八第一項」を、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第一項」に改める。

附則

この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条の二第一項第三号力の改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

○環境産省省令第一号

商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）の施行に伴い、及び特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項第一号の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

経済産業大臣 平沼 赳夫  
環境大臣 鈴木 俊一

特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一号二中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

附則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
○国土交通省令第三十七号  
日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）及び日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、帝都高速度交通営団法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

国土交通大臣 林 寛子  
帝都高速度交通営団法施行規則等の一部を改正する省令

（帝都高速度交通営団法施行規則等の一部改正）  
第一条 次に掲げる省令の規定中、「簡易生命保険特別会計」を削る。  
一 帝都高速度交通営団法施行規則（昭和十六年鉄道省令第三号）第一条第二号口

二 モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第二十條の四第二号口  
三 国際観光振興会の財務及び会計に関する省令（昭和三十四年運輸省令第五十一号）第十条第二号口  
四 日本鉄道建設公団法施行規則（昭和三十三年運輸省令第二十六号）第十九條第二号口  
五 新東京国際空港公団法施行規則（昭和四十四年運輸省令第六十二号）第十七條第二号口  
六 空港周辺整備機構の財務及び会計に関する省令（昭和四十九年運輸省令第七号）第十四條第二号口  
七 海上災害防止センターの財務及び会計に関する省令（昭和五十二年運輸省令第四号）第十七條第二号口  
八 運輸施設整備事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年運輸省令第五十六号）第十五條第二号口  
九 土地収用法施行規則の一部改正  
第二条 土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十六條第一号中、「日本道路公団」を、「日本郵政公社、日本道路公団」に改める。  
（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）  
第三条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。  
様式第二号別表（二）備考一中「吹込回送」を、「口外興返送」に改める。  
（日本道路公団法施行規則の一部改正）  
第四条 日本道路公団法施行規則（昭和三十一年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第十五條第二号イ中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
（首都高速度道路公団法施行規則の一部改正）  
第五条 首都高速度道路公団法施行規則（昭和三十四年建設省令第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十五條第二号イ中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。

（阪神高速度道路公団法施行規則の一部改正）  
第六条 阪神高速度道路公団法施行規則（昭和三十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第十五條第二号イ中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
（水資源開発公団の財務及び会計に関する省令の一部改正）  
第七条 水資源開発公団の財務及び会計に関する省令（昭和三十七年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。  
第十四條第二号中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
（日本勤労者住宅協会法施行規則の一部改正）  
第八条 日本勤労者住宅協会法施行規則（昭和四十一年建設省令第三十九号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二号中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）  
第九条 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。  
第一条中、「の」を、「のいずれか」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
一 郵便局  
○国土交通省令第三十八号  
民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第百号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、船舶法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

（開発道路に関する占用料等徴収規則の一部改正）  
第十条 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
一 日本郵政公社が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九條第一項に規定する業務の用に供する占用物件  
第六条中「同項第五号」を、「同項第六号」に改める。  
（都市基盤整備公団の財務及び会計に関する省令の一部改正）  
第十一条 都市基盤整備公団の財務及び会計に関する省令（平成十一年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二号イ中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
（本州四国連絡橋公団法施行規則の一部改正）  
第十二條 本州四国連絡橋公団法施行規則（平成十二年運輸省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第二号中、「産業投資特別会計又は簡易生命保険特別会計」を、「又は産業投資特別会計」に改める。  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
国土交通大臣 林 寛子